

第3章 組織・処務

○新潟県中東福祉事務組合係設置条例

平成12年4月1日組合条例第1号

改正

平成24年3月6日組合条例第4号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条の規定に基づき、事務を分掌させるため、次の係を置く。

- (1) 庶務係
- (2) 生活支援係
- (3) 作業支援係
- (4) 地域生活支援係
- (5) 相談支援係

(事務分掌)

第2条 各係の分掌事務は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 新潟県中東福祉事務組合課設置条例(昭和61年組合条例第5号)は、廃止する。

附 則(平成24年3月6日組合条例第4号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。